がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書

ш	能	шт	E	様
豆	ĦĒ	μј	長	作來

申請者 住所

 (所有者)
 氏名
 印

 (電話番号
)

年度がけ地近接等危険住宅移転事業について、補助金の交付を受けたいので、豊能町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合がある ことに同意します。

記

1. 交付申請額

金	E	ı
317		ı

2. 交付申請額の算出方法等

(千円未満切捨て)

		①補助対象経費の額	円
	除去費	②補助対象経費の上限額	3,441,000 円
		③申請額(①、②のいずれか小さい額)	円
		④補助対象経費の額	円
5	引越等費	⑤補助対象経費の上限額	975,000 円
		⑥申請額(④、⑤のいずれか小さい額)	円
		⑦補助対象経費の額	円
	建物	⑧補助対象経費の上限額	3,250,000 円
建		⑨申請額(⑦、⑧のいずれか小さい額)	円
建設助成費		⑩補助対象経費の額	円
費	土地	⑪補助対象経費の上限額	960,000 円
		②申請額(⑩、⑪のいずれか小さい額)	円
	建設助成費の申請額の計(③=⑨+①)		円
		交付申請額(③+⑥+⑪)	円

3. 事業予定期間

年 月 日(着手)から 年 月 日(完了)まで

- 4. 添付書類(添付しない書類は二重線で消してください。)
 - (1) 危険住宅及びその敷地に係る登記事項証明書その他危険住宅及びその敷地の所有者が確認できるもの(申請日から3月以内に交付されたものに限る。)
 - (2) 危険住宅の所有者について、本町町税の滞納がないことを証明する書類(申請日から 3 月以内に交付されたものに限る。)
 - (3) 危険住宅の付近見取り図、配置図(第 2 条第 2 号イからハのいずれかの区域内であることが分かる図を含む。)、平面図及び外観写真
 - (4) 危険住宅の建築時期が確認できる書類(他の書類と兼ねることができる。)
 - (5) 移転先住宅の付近見取図、配置図、平面図及び立面図
 - (6) 資金計画書(様式第2号)
 - (7) 危険住宅の除去に要する経費の見積書
 - (8) 危険住宅の引越等に要する経費の見積書
 - (9) 移転先住宅の建設、購入(これに必要な土地の取得を含む。以下同じ。)及び改修に要する経費の見積書
 - (10) 移転先住宅の建設、購入及び改修に要する資金の借入れを予定している金融機関その他の機関において、建物及び土地の費目ごとに作成された借入金利相当額の計算表
 - (11) 消費税の課税事業者である場合、課税事業者届出書
 - (12) その他町長が必要と認める書類

資 金 計 画 書

1	申請	者の住所	近氏名							
	住	所								
	氏	名								
2	危険	住宅の概	既要							
(1))危険	住宅の	所在地							
	地名	3 地 番	豊能町							
	住扂	弓表 示	豊能町							
(2))危険	住宅の	所有関係	(自己萨	所 有 • 共 有	ⅰ親族所	有・その他	1 ())	
(3		住宅の								
	ア	敷地の記	面 積		<u>m</u>					
	イ :	建物の配	面積 建多	은面積		㎡ 延べ	面積	m²		
	ウ	建物の柞	構造		造					
	ェ	建築年)	月日	年	月 日					
3	危険	住宅の隊	余去の概義	要						
(1))除 去	工事施	工業者							
	住	所								
	ır.	夕								

費用の	D総額	円(税抜)
		円(税込)
ア除	去工事費	円(税 抜)
		円(税込)
イ 引	越等費	円(税抜)
		円(税込)
ウ 跡	地整備費	
		円(税込)
工 仮	住居費	円(税抜)
		円(税込)
※ 作		
オそ	の他の移転Ⅰ	こ伴う費 用
		円(税込)
※1 万	万円を限度と	して計上 すること。
4 危険住宅	に代わる住宅	: の建設又は購入の概要
		ける住宅の所在地
地名地看		
住居表示	-	
正石 权力	•	
(2)建設、購入	ひがみ枚する	ナマの悪田
(乙)建設、購入	及び以形りる	1七の負用
費用 0	D 総 額	
52,713	ノ 何ひ 日天	円(税込)
		1.1.\1/b.K= /.
マ 白コ	咨 夕宛	ш
ア 自己	貝亚俄	<u></u>

(2)危険住宅の除去・引越等に要する費用(内訳は見積書のとおり)

	工事費					
	①融資を受	ける金融機関の名	称 ()
	借入金					
	利率	<u>%</u> (8.5%	を限度と	:する。)		
	期間	年月	日から	年	.月日まつ	C
	借入金利子	- 相 当 額		円(税抜)		
	②融資を受	ける金融機関の名	称 ())_
	借入金					
	利 率 _	<u>%</u> (8.5%	を限度と	:する。)		
	期間	年月	日から	年	_月日まで	C
	借入金利子	-相当額		円(税抜) 円(税込)		
	融資を受け	る金融機関の名称	()_
ウ	土地の取得に	係る費用(内訳は見積	書及び借	入金利子相当	当額の計算表	のとおり)
	取得費					
	融資を受け	る金融機関の名称	()

イ 建物に係る費用(内訳は見積書及び借入金利子相当額の計算表のとおり)

	借人金	<u>H</u>			
	利 率	%(8.5%を限度	きとする。)		
	期間	年月日から	年	月	日まで
	借入金利子	相当額	円.		
5	事業完了の予定期	日年	月 日		

╆		
生		
_	,,,	

様

豊 能 町 長 印

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の交付金額を豊能町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 交付の条件

様

豊 能 町 長 印

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度がけ地近接等危険住宅移転事業補助金について、次の理由により交付しないこととしたので、豊能町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

(交付しない理由)

がけ地近接等危険住宅移転事業変更(中止・廃止)承認申請書

	豊 能 町 長 様	申請者	住所		
		(所有者)	氏 名	FI —)
	年 月 日付け て、事業内容等を変更したい 10条第1項の規定により、				通知に係る事業につ 業補助金交付要綱
			記		
1.	変更を必要とする具体的な理由				
2.	交付変更申請額				
	前回交付決定額	<u>金</u>		円	
	変更交付申請額	<u>金</u>		<u> </u>	
	変 更 増 減 額				

<u>金 円</u>

3. 変更承認申請額の算出方法等

(千円未満切捨て)

		①補助対象経費の額	(円)
除去費		②補助対象経費の上限額	3,441,0	00円
		③申請額(①、②のいずれか小さい額)	(円)
		④補助対象経費の額	(円)
引	越等費	⑤補助対象経費の上限額	975,00	00円
		⑥申請額(④、⑤のいずれか小さい額)	(円)
		⑦補助対象経費の額	(円) 円
	建物	⑧補助対象経費の上限額	3,250,0	00円
建	建物	⑧補助対象経費の上限額 ⑨申請額(⑦、⑧のいずれか小さい額)	3,250,0	円 円)
設 助 成	建 物			円)
設助	建物	⑨申請額(⑦、⑧のいずれか小さい額)	(円) 円 円) 円
設 助 成		⑨申請額(⑦、⑧のいずれか小さい額)⑩補助対象経費の額	(円) 円 円) 円
設 助 成	土地	⑨申請額(⑦、⑧のいずれか小さい額)⑩補助対象経費の額⑪補助対象経費の上限額	960,0	円) 円 円) 円 TH

⁽注) 交付決定と変更しようとする内容が対比できるよう既申請分は上段()書きで、変更後申請分は下段に 記入する。

4. 事業の完了予定期日

年 月 日 完了予定

様

豊 能 町 長

印

がけ地近接等危険住宅移転事業変更(中止・廃止)承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度がけ地近接等危険住宅移転事業補助金に係る補助事業の変更(中止・廃止)承認については、豊能町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、下記のとおり変更(中止・廃止)を承認することとしましたので通知します。

記

交付決定通知番号	年月日
前回交付決定額	Ħ
変更交付決定額	Ħ
変更増減額	PI
交 付 条 件	

年	月	日

様

豊 能 町 長 印

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け 交付決定しました 年度がけ地近接等危 険住宅移転事業補助金については、豊能町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり変更しましたので通知します。

記

1 変更後の交付金額

金

2 変更の理由

_	_	_
/		

様

豊 能 町 長 印

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定(全部・一部)取消通知書

年 月 日付け 交付決定しました 年度がけ地近接等危険住宅移転事業補助金については、豊能町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第 11 条第 5 項の規定により、下記のとおり取り消し(全部・一部)しましたので通知します。

記

1 取り消し金額 金 円

2 取り消し事由

がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書

典	能	町	長	様
₩	RK.	m,	TΣ	ТЖ

申請者 住所

(所有者) 氏名

(電話番号 -)

年 月 日付け

交付決定通知に係る事業が完 了したので、豊能町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定に

印

より、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 年度がけ地近接等危険住宅移転事業

2 補助事業の実施期間 自 年 月 日 至 年 月 日

<u>金</u> 円 3 補助金の交付決定額

4 補助金の精算額 金 円

5 決 算

収 2	ζ	支 出 等			
自己資金	円	除去費(補	前助対象経費)	円	
借入金	円	引越等費	(補助対象経費)	H	
補助金受入予定額	円	住宅の建設	受、購入及び改修費	円	
			建物	H	
			土地	円	
			購入及び改修に係る借 目当額(補助対象経費)	円	
			建物	円	
			土地	円	
合 計	円		合 計	円	

- 6 添付書類(添付しない書類は二重線で消してください。)
 - (1) 危険住宅を除去したことがわかる写真及び移転先住宅の外観写真
 - (2) 危険住宅の除去に係る契約書の写し
 - (3) 危険住宅の除去に要した経費の請求書又は領収書
 - (4) 危険住宅の引越等に係る契約書の写し
 - (5) 危険住宅の引越等に要した経費の請求書又は領収書
 - (6) 移転先住宅の建設、購入及び改修に係る契約書の写し
 - (7) 移転先住宅の建設、購入及び改修に要した経費の請求書又は領収書
 - (8) 資金調達書(様式第 10 号)
 - (9) 移転先住宅の建設、購入及び改修をするために要する資金を借入れた金融機関その他の借入先との融資契約書等の写し又はこれに代わる証明書及び当該借入先により建物及び土地の費目ごとに作成された借入金利子相当額の計算表
 - (10) 移転先住宅及びその敷地の登記事項証明書その他移転先住宅及びその敷地の所有者が確認できるもの(実績報告日から3月以内に交付されたものに限る。)
 - (11) 移転先住宅の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 7 条第 5 項の規定に基づく検査済証の写しその他同等と認める書類
 - (12) その他町長が必要と認める書類
- (注) 豊能町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第6条第2項ただし書きの規定により申請した 者は、補助金の交付決定額について、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合、これを 補助金交付決定額から減額して実績報告すること。

資 金 調 達 書

1 申請者	首の住所氏4	
住	所	
氏	名	
2 危険住	Ѐ宅の除去領	· · の概 要
(1)除去	工事施工業	者
住	所	
氏	名	
(0) 在 除	仕中の吟ま	司林佐仁而十7弗田
(名)厄陕1	住もの除去	引越等に要する費用
費	用の総額	円(税抜)
		<u>円(税込)</u>
ア	除去工事	
		<u>円(税 込)</u>
1	引越等費	円(税抜)
		円(税込)
ウ	跡地整備	費 <u>円(税 抜)</u>
		円(税込)
ェ	仮住居費	円(税抜)
		円(税込)
オ	その他の和	転に伴う費用
		円(税抜)
		円(税込)

	6住宅の建設、購入及び改修の概要 牧修する住宅の所在地
住居表示	
(2)建設、購入及び改修	する住宅の費用
費用の総額	円(税抜)
ア 自己資金額	
イ 建物に係る費	用(内訳は見積書及び借入金利子相当額の計算表のとおり)
工事費	円(税抜) 円(税込)
①金融機関	の名称 (
借入金	円(税抜)
利率	<u>%</u> (8.5%を限度とする。)
期間	年月日から年月日まで
借入金利子	子相当額 円(税抜) 円(税込)
②金融機関]の名 称 ()
借入金	円(税抜) 円(税込)

	利 率 <u>%</u> (8.5%を限度とする。)
	期 間年月 から年月日まで
	借入金利子相当額 円(税抜) 円(税込)
	ウ 土地の取得に係る費用(内訳は見積書及び借入金利子相当額の計算表のとおり)
	取得費 円
	金融機関の名称 ()
	借入金 円
	利 率 <u>%</u> (8.5%を限度とする。)
	期 間年月日から年月日まで
	借入金利子相当額
4	事業完了日

様

豊 能 町 長

印

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度がけ地近接等危険住宅移転事業補助金に係る補助事業については、豊能町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり補助金交付額を確定したので通知します。

記

1 補助金交付額

金

本通知を受けたときは、 年 月 日(必着)までに豊能町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書(様式第 12 号)を提出して下さい。

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書

豊	台占	Шт	E	様
ᇴ	能	町	長	作來

申請者 住所

氏 名 印

(電話番号 –)

年 月 日付け 年度がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の額の確定 通知に係る事業について、豊能町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、 関係書類を添えて下記補助金を請求します。

			百	+	万	千	百	+	円		
補貝	协金請求金額										
		※ 金額	※ 金額は、アラビア数字を使用し、訂正はできません。								
		※ 金額(※ 金額の頭に、「¥」の記号を併記してください。								
			銀	行		;	本 店				
振込	金融機関名		信用金	庫			支 店				
			組	合			出張所				
	口座の種別		1. 힅	音通貯金	2. 当座貯	金(該当都	番号をOで	囲む)			
	口座番号										
先		(フ・	Jガナ)								
	 口座の名義人										
	- 1.20° 1.42° (·		
添	付 書 類	がけ地近	接等危険信	主宅移転事	業補助金交	を付額確定:	通知書(写	ر)			

[※]口座番号が7桁以外の場合は、右詰で記入してください。

様

豊能町長 印

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金返還請求書

年 月 日付け 交付しました 年度がけ地近接等危険住宅移転事業補助金について、既に交付した補助金を下記のとおり返還されますよう豊能町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第 16 条の規定により通知します。

記

1 返 還 金 金 円

2返還期限 年月日

がけ地近接等危険住宅移転事業消費税仕入控除税額報告書

豊 能 町 長 様	
申請者住所	
(所有者) 氏名 印	
(別有有) 氏右	
(電話番号 一)	
年 月 日付け 交付決定のあったがけ地近接等	È
危険住宅移転事業補助金に係る消費税仕入控除税額について、豊能町がけ地近接等危険住宅移転事業補 全立は悪郷第43名の担席により、下記のよわけお供します。	助
金交付要綱第 17 条の規定により、下記のとおり報告します。	
記	
1 補助金の確定額 <u>金</u> <u>円</u>	
2 消費税の申告の有無(どちらかを選択) 有・無	
(以下は、2で「有」の場合のみ記載してください)	
3 仕入控除税額の計算方法(どちらかを選択) 一般課税 ・ 簡易課税	
(以下は、3で「一般課税」の場合のみ記載してください)	
4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円	
5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 <u>金</u> 円	
6 補助金返還相当額(5から4の額を差し引いた額) 金 円	
(注1) 別紙として積算の内訳を添付すること。	
(注2) 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。	

積算内訳報告書

1	施	設	名	
2	開設	者氏	名	
3	施設(の所在	地	
4	補助	事 業	名	
5	補助的	金確定	額	
6	概		要	

積算内訳報告書

1	施	計	r Z	名							
2	開	設者	 氏	名							
3	施	設の	所在	地							
4	補	助哥	事 業	名							
5	補	助金	確定	額							
	概) 補		÷のí	要 • 涂 (:	補助対象	:経費)の内訳					
·							課税仕入		非課税仕入		
		区分		区分 課税売上		 課税売上	非課税売上	共通	一 チ球焼圧へ(人件費等)	合計	
						対応分	対応分	対応分	(八门貝哥)		
						円	円	F	7 1	PI I	円
		経 費									
		経費の内訳									
				Ī	` †	円	円	F	.	円	円
(2	:) 誤	眼税壳	上	割合			%				
)占める割合					
						%)/	=	%			
(4) 仕	上入挖	≌除和	兑額							
(×	%) × 1	0/110 =		円		

【添付書類】

- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
- ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

印

課税事業者届出書

豊能町長 様

申請者 住所

(所有者) 氏名

(電話番号 一)

下記の期間については、消費税の課税事業者(消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない。)及び地方消費税の課税事業者(地方税法第72条の78第1項の規定により地方消費税を納める義務が免除される事業者ではない。)となるのでその旨届けます。

記

課税期間 自 年 月 日

至 年月日